

リスク分担一覧表

リスク区分		リスクの内容		負担者		備考	
				市	指		
共通事項	制度関連リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の新築又は改築を要するもの	○			
			管理基準の変更を要する場合の管理コストの増加		○	※2	
			上記以外		○		
	許認可取得リスク	許認可等の取得・更新等	廿日市市が取得すべき許認可等が取得・更新等されないことによるもの	○			
			指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新等されないことによるもの		○		
	税制度リスク	税制度の新設・変更に伴うもの	消費税率の変更	○			
			法人税・法人市民税率の変更		○		
			その他管理運営に影響するもの		○		
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの 指定管理者の維持管理・運営等の不備によるもの	○ ○		
			想定外の周辺地域への環境問題	施設等の設置の瑕疵に伴うもの 指定管理者の維持管理・運営等の不備によるもの	○ ○		
	管理業務の中止・中止リスク		廿日市市に帰責事由があるもの	○			
			指定管理者に帰責事由があるもの		○		
			上記以外		○		
	不可抗力リスク	不可抗力による損害、損失等	損害、損失等の把握、応急措置		○		
			施設・設備の復旧		○	※3	
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	廿日市市の規定整備等の遅延に伴うもの	○			
			指定管理者の規定整備等の遅延に伴うもの		○		
			運転資金確保、準備等の遅延に伴うもの		○		
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○			

リスク区分	リスクの内容		負担者			備考
			市	指	分担協議	
維持管理業務	維持管理コストの増大・減少	維持管理コストの増大・減少	市の政策等又は管理基準の変更に伴うもの	○		
			上記以外(物価、金利、需要の変動等)		○	※4
	物品修繕・更新リスク	物品の修繕又は更新	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
			指定管理者が設置した物品		○	
			見積額1件30万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕又は更新(事務用品を除く)	○		※5 ※6
			上記以外(経年劣化の場合を含む)	○		
	修繕費リスク	施設・設備の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
			指定管理者が設置した設備		○	
			建築基準法施行令第1条の規定による「構造耐力上主要な部分」に係る修繕	○		
			見積額1件60万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕	○		※5 ※6
			上記以外(経年劣化の場合を含む)	○		
その他の業務	来場者リスク	来場者、利用者とのトラブル等			○	
	事故リスク(第三者賠償)	来場者の事故等	施設等の設置の瑕疵に伴うもの	○		
			指定管理者に帰責事由があるもの		○	
			上記以外		○	
	盗難紛失リスク	現金、物品の盗難、紛失等			○	
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○	
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○	

※1 水量減、水質悪化、騒音、臭気等

※2 市が負担することを原則とするが、管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うことを基本として協議する。

※3 市が負担することを原則とするが、軽微なものは指定管理者が行う。

※4 指定管理者が負担することを原則とするが、収支に多大な影響を与えるものは協議する。

※5 見積書は指定管理者が取得するものとし、該当の適否は廿日市市が判断する。

※6 市が負担することを原則とするが、指定管理者による修繕又は更新も認める。